

○釜石市育英会に関する条例

昭和 31 年 4 月 1 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 釜石市民である優秀な学生であつて、経済的事由により修学の困難な者に対して、学費の貸与その他育英上必要な業務を行い、有用な人材を育成するために、釜石市育英会(以下「育英会」という。)を設置する。

(平 19 条例 18・一部改正)

(庶務)

第 2 条 育英会の庶務は、釜石市教育委員会事務局内において処理する。

(平 19 条例 18・一部改正)

(組織)

第 3 条 育英会は、役員 10 人以内をもって組織し、学識経験者及び公共的団体の役職員のうちから市長が委嘱する。

(平 19 条例 18・全改)

(役員)

第 4 条 育英会に会長 1 人、副会長 1 人及び理事を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、教育長をもって充てる。

(平 19 条例 18・全改)

(役員の仕事)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、育英会の会務の運営に当る。

(平 19 条例 18・一部改正)

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(平19条例18・全改)

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会議は、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(平19条例18・旧第8条繰上)

(育英会書記)

第8条 育英会に書記若干名を置く。

2 書記は、市職員のうちから市長がこれを任命する。

3 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(平19条例18・旧第9条繰上・一部改正)

(業務)

第9条 育英会は、次の業務を行う。

(1) 学費の貸与

(2) 学費の貸与を受ける学生の指導

(3) 交通災害遺児に対する奨学資金の給付

(4) 前各号に付帯する業務

(平19条例18・旧第10条繰上・一部改正)

(資金)

第10条 前条の業務に要する経費は、釜石市一般会計からこれに充てる。

(平23条例6・全改)

(事業年度)

第 11 条 育英会の事業年度は、釜石市の会計年度による。

(平 19 条例 18・旧第 12 条繰上・一部改正)

(事業計画)

第 12 条 育英会は、事業年度毎に、事業計画を定めなければならない。

(平 19 条例 18・旧第 13 条繰上)

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 19 条例 18・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 34 年 3 月 26 日条例第 6 号)

- 1 この条例は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に監事の職にある役員は、この条例により理事に委嘱されたものとみなす。

附 則(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 12 号抄)

- 1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 27 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 14 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 6 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○釜石市育英会に関する条例施行規則

昭和 31 年 8 月 1 日

規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、釜石市育英会に関する条例(昭和 31 年釜石市条例第 8 号)の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 学生、生徒

(2) 奨学生 育英会から学資の貸給与を受ける者

(3) 在学学校長 奨学生となるまでは、その在学する学校長、奨学生となつてからは、現に在学する学校長

(4) 交通災害遺児 次の交通事故により父または母が死亡したことにより遺児となつた者

ア 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条の規定する自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスの運行による事故

イ 一般交通の用に供する鉄道又は軌道による車両の運行による事故

ウ 湖川又は海面において一般交通の用に供する船舶(旅客運行の用に供するものに限る。)の運行中の事故

(奨学生の資格)

第 3 条 育英会において学資を貸給与する学生は、次の資格を有するものでなければならない。

(1) 高等学校以上の公私立学校に在学し、品行方正学術優秀、身体強健で学資の支弁が困難であると認められる者

(2) 高等学校以上の公私立学校に在学する元軍人及び引揚者の遺家族であつて、学資の支弁が困難であると認められる者

(3) 教員志望者であつて学資の支弁が困難であると認められる者

(4) 大学卒業後大学院その他において研究する者

2 交通災害遺児奨学資金の給付を受けることができる者は、その家族が毎年4月1日現在で釜石市内に住所を有し、小学校以上の公私立学校に在学する資格を有する交通災害遺児とする。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、次の区別により本人の希望、家庭の事情などを参酌して決定する。

(1) 高等学校又はそれと同程度の学校に在学する者 月額 16,000円以内

(2) 大学(短期大学、高等専門学校又はそれと同程度の学校)に在学する者 月額 45,000円以内

(3) 大学院その他において特殊の研究をする者 月額 45,000円以内

2 前項各号に定めるものの外、国立大学の教育学部若しくは、学芸学部²に在学する者で、卒業後、釜石市内で義務教育に従事しようとする者に対しては、2,000円以内の額を増額して、貸与することができる。

3 交通災害遺児奨学資金の給付額は、小学校入学者には30,000円、中学校入学者には60,000円、第1項第1号に該当する入学者には90,000円、第1項第2号に該当する入学者には150,000円を給付する。

(平14規則7・平16規則10・平20規則2・一部改正)

(貸与の期間)

第5条 奨学金を貸与する期間は、次の区別による。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる者²にあつては、その正規の修業年限の期間とする。

(2) 大学院その他において特殊の研究をする者²にあつては2ヶ年とする。

(願出²手続)

第6条 奨学生志願者は、次の書類を別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 奨学生願書

(2) 奨学生推薦調書

(3) 戸籍謄本

(4) 納税証明書及び所得の証明書等

2 前項の願書には連帯保証人が連署しなければならない。連帯保証人は親族又はこれに代る者でなければならない。

3 保証人が死亡、その他の理由により保証人としての資格を喪失したときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

4 第1項に定める書類は、在学学校長の推薦を経て提出しなければならない。

5 交通災害遺児奨学資金の受給手続は遺児及びその扶養義務者若しくは同居人が次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 交通災害遺児奨学資金給付申請書

(2) 戸籍謄本

(3) 交通事故を証明する書類

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は選考委員会の選考によって決定する。

2 前項の決定は、在学学校長及び本人に通知する。

3 選考委員会は役員全員をもって構成する。

(学業成績表の提出)

第8条 奨学生は在学学校長を経て、毎学年末に学業成績表又は在学証明書を会長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第9条 奨学生は、次の場合には、連帯保証人と連署して、直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病等のため届出ることができないときは、連帯保証人が代って届出することができる。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人、連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金は、毎月本人又は在学学校長を経て交付することができる。但し、特別の事由があるときは、数月分を合せて交付することができる。

2 交通災害遺児奨学資金は入学時に本人に交付する。

(奨学金の変更)

第11条 特別の事由が生じたときは、奨学金の額を変更することができる。

2 奨学生はいつでも、奨学金の減額又は辞退を申出ることができる。

(奨学金の休止)

第 12 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を交付しない。

(貸給与期間の短縮)

第 13 条 奨学生の学業成績の状況により、奨学金の貸給与期間を短縮することができる。

(奨学金の停止又は取消)

第 14 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金を停止し、又は取消する。

- (1) 傷疾病等のため成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学が適当でないとき。
- (5) その他奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還)

第 15 条 奨学金は、卒業の年から次の各号に定める期間内にその金額を年賦、半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

- (1) 奨学金の貸与総額が 1,000,000 円以下の場合 5 年以内
- (2) 奨学金の貸与総額が 1,000,001 円以上 1,500,000 円以下の場合 8 年以内
- (3) 奨学金の貸与総額が 1,500,001 円以上 2,000,000 円以下の場合 10 年以内
- (4) 奨学金の貸与総額が 2,000,001 円以上 2,500,000 円以下の場合 13 年以内
- (5) 奨学金の貸与総額が 2,500,001 円以上 3,000,000 円以下の場合 15 年以内
- (6) 奨学金の貸与総額が 3,000,000 円を超える場合 18 年以内

2 奨学生が正規の終業年限に達しない場合の償還期限は、前項の規定にかかわらず奨学生であった期間の 2 倍以内の期間とする。

(平 14 規則 7・一部改正)

第 16 条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

- (1) 退学
- (2) 奨学金の辞退
- (3) 奨学金の取消

2 奨学生が死亡したとき、その他特別の事由があるときは、別に指示するところにより返還しなければならない。

(借用証書等の提出)

第 17 条 奨学生が卒業し又は前条各号の一に該当したときは、連帯保証人と連署して在学学校長を経て又は本人が直接所定の奨学金借用証書及び奨学金返還計画書並びに返還明細書を提出しなければならない。

第 18 条 奨学生であった者の奨学金返還前における本人又は連帯保証人の異動については、第 9 条の規定を準用する。

(返還猶予)

第 19 条 奨学生であった者が、更に上級の学校に進学したときは、その在学期間奨学金の返還を猶予する。

2 疾病その他正当の事由のために奨学金の返還が困難な者には願出によって、相当の期間その返還を猶予することができる。

(延滞利息)

第 20 条 正当と認められる事由がなく奨学金の返還を遅延したときは、日歩 2 銭の延滞利息を徴収することができる。

(死亡届出)

第 21 条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は戸籍抄本及び奨学金借用証書を添え、在学学校長を経て直ちに届出なければならない。

2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は、遺族は戸籍抄本を添えて直ちに届出なければならない。

(返還免除)

第 22 条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。この場合は、連帯保証人又は遺族から事情を具して願出なければならない。

(重複給与の禁止)

第 23 条 この規則によって、奨学生となった者は、他の育英団体の奨学金を受けてはならない。

(雑則)

第 24 条 この規則の実施について必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 現に東京都及び五大都市並びに岩手県以外の大学に在学する奨学生については、第 4 条第 1 項第 2 号アの規定にかかわらず昭和 32 年 3 月までの間、東京都及び五大都市の大学に在学している者とみなす。
- 3 この規則施行の際、奨学生であった者のうち貸与した奨学金の返還が完了していない者の第 15 条の適用については、昭和 31 年 9 月に卒業した者とみなして奨学金の返還を行わせるものとする。

附 則(昭和 34 年 6 月 20 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 34 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 4 月 9 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 54 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 28 日規則第 21 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 6 月 21 日規則第 22 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日に遡り適用する。
- 2 釜石市交通災害遺児援護手当支給規則(昭和 46 年釜石市規則第 15 号)は、廃止する。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日規則第 7 号)

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸給与事由の生じた貸給与の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日規則第 6 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 1 月 6 日規則第 1 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の釜石市育英会施行規則第 7 条第 1 項の規定により、奨学生の決定をした者に係る奨学金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日規則第 10 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 28 日規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。